

事務連絡
令和2年5月7日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた措置の延長について（周知）

平素、海事行政へのご理解、ご協力を頂いておりますこと、厚くお礼申し上げます。

船舶検査及び検認にかかる事務につきましては、令和2年4月7日付けの事務連絡でご連絡させて頂いたとおり、船舶検査証書の有効期間の延長、船舶国籍証書の検認期日の延期、船舶検査の受検期日の延長等ができることと致しましたが、昨今の状況を鑑み、本取り扱いの対象期間を令和2年7月1日まで延長することとし、別添のとおりとさせて頂きましたのでお知らせ致します。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

1. 船舶検査

(1) 船舶検査の申請及び処理

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、申請者が船舶検査の申請に支障をきたす場合、又は、地方運輸局等による船舶検査の申請の受付が困難な場合は、後日、正式な申請書を提出し手数料を納付することで、FAX やメール等による申請並びに添付書類の省略を可能と致します。

(2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者が船舶検査の臨検を受け入れることが困難な場合、又は、船舶検査官による臨検が困難な場合は、令和2年7月1日までの間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を実施させていただきます。

既に3ヶ月の延長された船舶検査証書等につき、更に延長を受けたい場合には、定期検査申請を申請頂き、当方にて、現認、写真、又は、ヒアリング等により船舶の現状を確認することにより、現状が良好であると確認されたときには合格として検査終了させていただきます。なお、この際、延長された有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月以内に改めて基準適合性を詳細に確認するための臨時検査を指定させていただきます。

(3) 定期的検査時の処理

令和2年7月1日までの間に中間検査及び臨時検査の時期が満了する場合において、定められた時期に船舶所有者が船舶検査の臨検を受け入れることが困難な場合、又は、船舶検査官による臨検が困難な場合にあっては、申請により当該時期の満了する日の翌日から起算して3ヶ月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査又は臨時検査の時期を延期する措置を実施させていただきます。

既に3ヶ月の延期された検査の時期につき、更に延期を受けたい場合には、当該検査に係る検査申請を申請頂き、当方にて、現認、写真、又は、ヒアリング等により船舶の現状を確認することにより、現状が良好であると確認された時には合格として検査終了させていただきます。なお、この際、延期された検査の時期の満了する日の翌日から起算して3か月以内に改めて基準適合性を確認するための臨時検査を指定させていただきます。

(4) 危険物運送船適合証等の有効期間の延長等

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく危険物運送船適合証、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則に基づく事業場（法第6条の3の整備事業場に限る。）の認定書及び検査の方法 附属書Hに基づくサービス・ステーション証明書の有効期間等については、1. (1) 及び(2) に準じて実施させていただきます。

2. 船舶登録測度

(1) 船舶国籍証書の検認申請

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者等が船舶国籍証書の検認の申請に支障をきたす場合、後日、正式な申請書及び添付書類を提出することにより、FAX やメール等による暫定的な申請によることを可能と致します。

(2) 船舶国籍証書の検認期日の延期

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者等が船舶国籍証書の検認を受けることが困難な場合、令和2年7月1日までの間に次回の検認期日が設定されている船舶については、検認期日を最大6月まで延長することを可能と致します。

なお、正式な申請書の提出が間に合わない場合は、検認期日の延期に伴う事務手続きは、船舶所有者からのメール、電話等による連絡により処理しますので、後日正式な申請書の提出をお願いします。